⑮　共同企業体の構成基準

①　構成員の数及び組合せ　当機構関東地区における平成23・24年度の一般競争指名競争参加資格について、上記２⑵に示す認定を受けている者どうし２社の組合せとする。

②　構成員の技術的要件

イ　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

ロ　発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

ハ　発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　出資比率　各構成員の出資比率は30％以上とする。

④　代表者要件　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であってかつ、出資比率が最大であること。

⑤　経常建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員として、申請することはできない。

⑯　認定資格の有効期限　認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⑰　その他

①　共同企業体の名称は、「○○・○○建設工事共同企業体」とする。

②　⑮②に該当する工事経歴書を添付すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、下記⑵によって得られる「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２名以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法　評価値は、技術評価点と施工体制等評価点の合計を入札価格で除した数値とし、技術評価点の加算点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。なお、技術評価点の加算点の最高点数は35点、施工体制等評価点の最高点数は30点とする。

評価値＝（技術評価点＋施工体制等評価点）／入札価格

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点（最大35点）

また、技術提案に係る加算点は、開札後に行われる施工体制等の評価審査結果により得られる施工体制等評価点の割合によって減ずる場合がある。

（開札後の技術提案の加算点）＝（審査の結果得られた施工体制等評価点／30点）×（開札前の技術提案の加算点））

⑶　技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

①　技術提案

②　施工体制等

⑷　失格要件　「技術提案」が未提出、白紙提出の際は提出書類不備により失格とする。

⑸　評価内容の担保

①　落札者の提示した技術提案は、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、請負者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。

②　技術提案、施工体制等の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

③　受注者の責により入札時の技術提案の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目ごとに点数を減ずるものとする。

４　枠組み協定型一括入札方式に関する事項

⑴　入札参加者は、１に示す各工事（以下「個別工事」という）ごとに見積った金額の合計額をもって入札するものとする。

⑵　落札者は、当機構と個別工事の契約に関する事項等を定めた協定書を締結しなければならない。

⑶　個別工事の契約金額（税抜き）は、予定価格書における入札書比較価格及びその内訳（個別工事の価格）を基に算出した「予定価格における個別工事の構成比（内訳額／予定価格）」を落札者の入札額に乗じた額（十円単位を四捨五入）をもって機構が定めるものとする。

⑷　契約予定工事の請負契約は、締結する協定に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことはできない。

⑸　機構の都合により、１に示す契約予定工事の契約締結時期や工期の変更、契約予定の解除を行う可能性がある。

５　入札手続等

⑴　担当支社　〒270―1340 千葉県印西市中央南一丁目501番地　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部業務部総務経理チーム　電話0476―46―8908

⑵　設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法　設計図面及び現場説明書等の交付を希望する場合は、まずＦＡＸ専用の交付申込書（都市再生機構ホームページ http://www.ur-net.go.jp/orders/chiba-nt/order.htmlにて公開）を用いて、以下の期間までに申し込むこと。

※　設計図面等の交付方法については、下記①、②のいずれかを選択し交付申込書の□を塗りつぶすこと。

①　設計図面・現場説明書のＰＤＦデータをＣＤに収録したものを無償交付。

②　設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書はＰＤＦデータをＣＤに収録したものを無償交付。

ただし、どちらの場合も送料は実費とする。

総務経理チームにてＦＡＸ受領後、購入申込書を独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部コピー受託業者である「株式会社千葉測器」（以下「コピー受託業者」という。）に回付した時点で、申込者とコピー受託業者との間で入札説明書等販売契約が成立するものとする。コピー受託業者は、ＦＡＸ受領後３営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、入札説明書等が申込者に到着するように発送する。３営業日を過ぎても入札説明書等が到着しない場合は、総務経理チームに電話にて確認すること。なお、入札説明書等の交付に当たっては、実費及び送料を徴収することとし、代金については、入札説明書等に同封するコピー受託業者発行の請求書により、銀行振込等にてコピー受託業者に支払うものとする。（交付①の場合は、着払いの送付とする。）

（受付期間、申込先、送信先、問合せ先）

・受付期間　平成24年９月21日（金）から平成24年10月17日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後４時まで

・申込先　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部コピー受託業者　株式会社千葉測器

・送信先　ＦＡＸ0476―46―2691（千葉ニュータウン事業本部業務部総務経理チーム）

・問合せ先　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉ニュータウン事業本部業務部総務経理チーム　電話0476―46―8908